

退会に伴う弁済業務保証金分担金の返還について

会員の皆様は、宅建業法第 64 条の 9 (弁済業務保証金分担金の納付等)の規定に基づき、入会時に一定額の弁済業務保証金分担金を保証協会に納付されています。

(主たる事務所 60 万円、従たる事務所ごとに 30 万円)

保証協会を退会する場合、弁済業務保証金分担金が返還されますが、**返還に要する期間は、官報公告期間(宅建業法 64 条の 11 第 4 項に定める広告期間 6 ヶ月)を含め、通常約 9~ 10 ヶ月となります**ので、ご承知おきください。

〔返還までの日程〕

① 静岡県庁・保証協会 静岡本部・中央本部での退会処理(締め日の関係で 2~3 ヶ月)

※廃業手続書類の不備等により県庁の廃業処理に時間がかかる場合があります。

② 退会処理終了後の官報公告(掲載日より 6 ヶ月間の公告期間)

③ 公告期間満了後の東京法務局からの分担金取戻手続(1 ヶ月)

※上記③の後、保証協会静岡本部から返還手続きに関する書類を送付します。

※従たる事務所のみ廃止の場合も、当該従たる事務所の分担金の返還は同様の日程となります。

※宅建業法第 64 条の 5 に基づく苦情解決申出又は差押等がなされた場合は、この限りではありません。

また、保証協会「入会金・会費等に関する規則」により、下記の諸費用を控除した金額が返還となります。

〔弁済業務保証金分担金の返還額から控除される額〕

① 弁済業務保証金取戻公告料(宅建業法 64 条の 11 第 4 項に定める公告に関する費用)

1 行 7,178 円(消費税込み) 2 行 14,357 円(消費税込み) 3 行 21,535 円(消費税込み)

〈※令和 2 年 7 月返還分より〉 <支店の場合は不要>

② 退会等事務手続費用

本店 20,000 円 支店 10,000 円

③ 未納会費

④ 未納分納入会金

(公社)全国宅地建物取引業保証協会静岡本部